

室戸市にUターンして家の「農業」を継ぎませんか？



市外在住で企業に勤めている息子さん

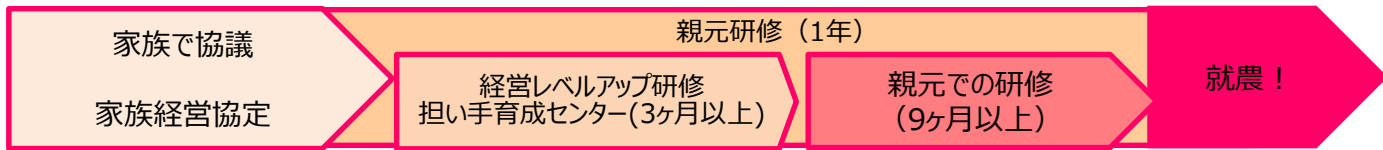
実家が農業だけど、そろそろ親が高齢に…帰って農業を継ぎたいが、いままでやったことないし…



農業をしているお父さん
(認定農業者)

そろそろ息子に農業を継いでもらうことを考えねば…自分の技術も教えるが、最新の技術も学んでほしいし…

就農（担い手支援事業（後継者育成支援区分）を活用する場合）の流れ



私たちがお手伝いします

室戸市産業振興課 高知県安芸農業振興
農林振興班 センター室戸支所



研修から就農まで、みんなで話し合いながら、状況に応じた支援を心がけています。

求める人材（2人程度）

以下の2つに該当する農家子弟に、親の指導などによる研修を実施し、家族による経営を目指していく方

- ・農業以外の産業に従事しているが離職して、農業を目指す。
- ・市外に転出しているが、室戸市にUターンする。

■対象農業者

- ・認定農業者等で子弟に研修を実施できる者。
- ・自らの子弟をUターン就農させること。
- ・家族経営協定を締結し、各々の責任と役割を明確にすること。また利益の配分を行うことを明示すること。

■対象農家子弟

- ・15歳以上65歳未満
- ・対象農業者の3親等以内であること
- ・親元での研修の後、農業経営の継承又は独立・自営・就農すること（2年以上の就農継続）

就農後の支援制度

- 担い手支援事業（後継者育成支援区分）
農家子弟を市外等からUターン就農させ、後継者として育成を行う認定農業者等に対して補助金を交付。
120万円、1回限り

家族経営協定とは

農業経営に携わる世帯員が、それぞれ意欲とやり甲斐をもって経営に参画し魅力的な農業経営を目指すため、家族内の話し合いに基づき、経営方針や役割分担、作業環境などを取り決めたものです。

〇〇家 家族経営協定（記載例）

(目的) 第1条
(経営方針) 第2条
(役割分担) 第3条
(利益の配分) 第4条 農業経営から生じた収益について、毎月〇日に〇〇家の協議の上で定めた下記の額をそれぞれ支払うものとする。 A ××万円 B △△万円
(将来の経営移譲) 第〇条

年 月 日 A 氏名 (印)
B 氏名 (印)

まずはお電話ください！

産地提案書問い合わせ先：室戸市担い手育成総合支援協議会

事務局：室戸市産業振興課 〒781-7185 高知県室戸市浮津25-1

TEL：0887-22-5119 FAX：0887-22-1120

E-mail：mr-010900@city.muroto.lg.jp